

事 務 連 絡
令 和 8 年 2 月 19 日

別記団体の長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課
(公印省略)

がん登録等の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の公布に
ついて(通知)

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛てに通知を发出了しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

(別記)

一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 全国医学部長病院長会議
国立研究開発法人 国立がん研究センター

厚生発 0219 第 26 号
令和 8 年 2 月 19 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

がん登録等の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の公布について（公布通知）

がん登録等の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 15 号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり本日公布され、令和 9 年 1 月 1 日（第 4 条の改正規定については公布の日）に施行することとされたところです。

今回の改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、貴管内関係者へ周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

第一 改正省令の趣旨

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「がん登録法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、病院等は診療の過程で得た原発性のがんに関する同項各号に掲げる情報（以下「届出対象情報」という。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届出することとなっている。

また、がん登録法第 8 条第 1 項の規定により、病院等から届出対象情報の届出を受けた都道府県知事は、当該届出対象情報について審査・整理の上、がん登録法第 5 条第 1 項各号に掲げる情報等（以下「登録情報」という。）を厚生労働大臣に提出することとなっている。

今般、都道府県等における審査・整理業務の効率化のため、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 137 号。以下「がん登録法施行規則」という。）を改正し、届出対象情報及び登録情報について厚生労働省令で定める事項の見直しを行うものである。

第二 改正の内容

（1）がん登録法施行規則の改正

- 届出対象情報について、がん登録法第 6 条第 1 項第 9 号の厚生労働省令で定める事項として、がん罹患した者の医療保険被保険者番号等（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 12 条第 1 項に規定する医療保険被保

険者番号等をいう。以下同じ。)を追加する。

- 登録情報について、がん登録法第5条第1項第10号の厚生労働省令で定める事項として、がん罹患した者の医療保険被保険者番号等及びID5（最初に定められた医療保険被保険者番号等を復号することができない方法により暗号化したもの）を追加する。

(2) 生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）の改正

- (1)の改正に伴い、厚生労働大臣等以外の者が事務等の遂行のため受給者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合について定める生活保護法施行規則第22条の5第2項について、所要の改正を行う。

(3) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）の改正

- (1)の改正に伴い、調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報並びに当該情報を収集する者として厚生労働省令で定める者について定める地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則第8条第1項について、所要の改正を行う。

(4) その他所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を設ける。

第三 施行期日

この省令は、令和9年1月1日から施行する。ただし、(4)のその他所要の改正については公布日より施行する。

○厚生労働省令第十五号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第八十条の二第二項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二第二項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条第一項並びにがん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号）第五条第一項第十号及び第六条第一項第九号の規定に基づき、がん登録等の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
令和八年二月十九日
厚生労働大臣 上野賢一郎

がん登録等の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（がん登録等の推進に関する法律施行規則の一部改正）
第一条 がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第三百三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後	前
<p>（その他の登録情報）</p> <p>第九条 法第五条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第七号及び第八号については、第十三条第五号に規定する情報の届出があつた場合に限る。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 がん罹患した者の医療保険被保険者番号等（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条第一項に規定する医療保険被保険者番号等をいう。次号及び第十三条第五号において同じ。）</p> <p>八 法第二十四条第一項の規定により都道府県知事から法第八条に規定する権限及び事務の委任を受けた者が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に対し提供した医療保険被保険者番号等により特定される者のそれぞれについて最初に定められた医療保険被保険者番号等を復号することができる方法により暗号化したもの。</p> <p>（その他の届出対象情報）</p> <p>第十三条 法第六条第一項第九号の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>五 当該がん罹患した者の医療保険被保険者番号等（当該病院等において、医療保険被保険者番号等を確認することができる場合に限る。）</p>	<p>（その他の登録情報）</p> <p>第九条 法第五条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（その他の届出対象情報）</p> <p>第十三条 法第六条第一項第九号の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>改</p> <p>正</p> <p>後</p>	<p>改</p> <p>正</p> <p>前</p>

（生活保護法施行規則の一部改正）
第二条 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改	正	後	前
<p>（法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）</p> <p>第二十一条の五（略）</p> <p>2 法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>四の二 国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号）第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場合</p>	<p>（法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）</p> <p>第二十一条の五（略）</p> <p>2 法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>改</p> <p>正</p> <p>後</p>	<p>改</p> <p>正</p> <p>前</p>

四の三 がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項の規定により都道府県知事から事務の委任を受けた者が、当該事務を行う場合 五 第二号から前号までに掲げる場合のほか、法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等を利用しようとする者が、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合 イ〜ハ (略)	(新設) 五 前三号に掲げる場合のほか、法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等を利用しようとする者が、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合 イ〜ハ (略)
---	--

第三条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正

(傍線部分は改正部分)

(法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等) 第八条 法第十二条第一項の調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報は、次の表の上欄に掲げる情報とし、同項の厚生労働省令で定める者は、同欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれの同表の下欄に掲げる者とする。 厚生労働省令で定める情報 (略)	(法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等) 第八条 法第十二条第一項の調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報は、次の表の上欄に掲げる情報とし、同項の厚生労働省令で定める者は、同欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれの同表の下欄に掲げる者とする。 厚生労働省令で定める情報 (略)
(法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等) 第八条 法第十二条第一項の調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報は、次の表の上欄に掲げる情報とし、同項の厚生労働省令で定める者は、同欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれの同表の下欄に掲げる者とする。 厚生労働省令で定める情報 (略)	(法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等) 第八条 法第十二条第一項の調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報は、次の表の上欄に掲げる情報とし、同項の厚生労働省令で定める者は、同欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれの同表の下欄に掲げる者とする。 厚生労働省令で定める情報 (略)

第四条 (高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)
 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

254 (略)	254 (略)
---------	---------

第百十八条の三 (略)

第百十八条の三 (略)

<p>2 法第六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場合</p> <p>五 十三 (略)</p>	<p>2 法第六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十三条第一項の規定に厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場合</p> <p>五 十三 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和九年一月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後のがん登録等の推進に関する法律施行規則第十三条の規定は、がん登録等の推進に関する法律第六条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める日が令和八年十二月三十一日以前である届出対象情報については、なお従前の例による。